

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和4年6月24日

2. 回答を行った年月日
令和4年7月21日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者はこれまで、契約書の作成、締結、管理まで、契約業務の煩雑なプロセスをオンラインで完結するワンストップ型の電子契約サービスを提供してきた。

照会者は、時間や手間、印紙のコスト、紛失や間違い等の契約業務の様々な課題から契約締結業務に関与する方々を解放し、日本の企業の生産性の向上に資することを事業目標としている。

事業活動の内容は以下の通りである。

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：照会者

サービス利用者：顧客

(2) 事業活動の内容

電子証明書を利用しない電子サインサービスと電子証明書を利用する電子署名サービスを提供し、従来紙の書面を使用していた建設工事の請負契約を電子契約で行うことを可能とするサービスを提供する。

<システム概要>

契約の締結とその記録は、以下の手順により行われる。

(電子サインサービスによる契約締結)

- ① 利用者は所定のURLにアクセスを行い、当該サービスに登録するメールアドレス及びパスワードを入力し、「ユーザー登録する」をクリックする。
- ② ①がなされると、利用者のメールアドレスに自動的にアクセス用URLが送信され、利用者はチーム名や電話番号等の情報の登録を行う。
- ③ 利用者である送信者は当該サービスにログインし、契約内容を記載したファイル（PDF、Word、Excel、PowerPoint）をクラウドサーバー上にアップロードする。
- ④ 送信者は、受信者である相手方に関する情報（氏名、メールアドレス等）を指定して、受信者への送信に同意する。
- ⑤ ④がなされると、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に電子契約書が届いた旨とクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするためのURLが記載された電子メールが送信される。
- ⑥ 受信者は電子ファイルの内容を確認の上、契約書内の入力項目・署名者印欄に記載する内容をフォームに入力する（「印鑑」「姓」「名」の入力は必須）。
- ⑦ 受信者は「電子記録及び電子署名の利用に同意する」旨の画面上の同意ボタンにチェックを入れたうえで「署名」のボタンをクリックする。またこの段階で、クラウドサーバー上に

アップロードされた電子ファイルがいずれの形式であっても、PDF形式に変換される。

- ⑧ ⑦がなされると、自動的に送信者及び受信者の電子メールアドレスに対して受信者の署名がなされた旨の通知がなされ、送信者が最終確認として「締結完了」のボタンをクリックし、契約締結が完了する。
- ⑨ ⑧において契約締結した電子文書に対して、文書の所有者が申請した日時に確かに文書が存在し、その内容がそれ以降変更されていないことを時刻情報とハッシュ値を利用して証明することができる事業者である時刻認証局が発行したタイムスタンプが付与される。
- ⑩ 当該サービスから、送信者と受信者にタイムスタンプ付与済みの電子文書が自動的に電子メールで送信される。

(電子署名サービスによる契約締結)

- ① 利用者は所定のURLにアクセスを行い、当該サービスに登録するメールアドレス及びパスワードを入力し、「ユーザー登録する」をクリックする。
- ② ①がなされると、利用者のメールアドレスに自動的にアクセス用URLが送信され、利用者はチーム名や電話番号等の情報の登録を行う。
- ③ 利用者である送信者は当該サービスにログインし、契約内容を記載したファイル(PDF、Word、Excel、PowerPoint)をクラウドサーバー上にアップロードする。
- ④ 送信者は、受信者である相手方に関する情報(氏名、メールアドレス等)を指定して、受信者への送信に同意する。
- ⑤ ④がなされると、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に電子契約書が届いた旨とクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするためのURLが記載された電子メールが送信される。
- ⑥ 受信者は電子ファイルの内容を確認の上、「電子記録及び電子署名の利用に同意する」旨の画面上の同意ボタンにチェックを入れたうえで「署名」のボタンをクリックする。またこの段階で、クラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルがいずれの形式であっても、PDF形式に変換される。
- ⑦ ⑥がなされると、電子署名の付与をリクエストする内容の通信がされ、電子文書のデータはハッシュ関数によってハッシュ値に変換されるとともに、当該ハッシュ値は電子証明書で証明されている公開鍵に対応する秘密鍵で暗号化される(以下「電子署名済文書①」という。)
- ⑧ 当該サービスは送信者に対して、電子署名済文書①の確認を依頼する趣旨の電子メールを送信する。
- ⑨ 送信者は電子メールに記載のURLにアクセスし、電子署名済文書①の確認を行い、「締結完了」のボタンをクリックすることによって、契約締結が完了する。
- ⑩ ⑨がなされると、⑦と同様に、電子署名の付与をリクエストする内容の通信がされ、電子文書のデータはハッシュ関数によってハッシュ値に変換されるとともに、当該ハッシュ値は電子証明書で証明されている公開鍵に対応する秘密鍵で暗号化される(以下「電子署名済文書②」という。)
- ⑪ 電子署名済文書②に対してタイムスタンプが付与されるとともに、長期署名に対応するためのアーカイブタイムスタンプ(ISO32000に定める標準規格「PAdES(PDF Advanced Electronic Signatures)」に準拠した長期署名フォーマットを採用したタイムスタンプ署名)が埋め込まれる。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供する電子サインサービス及び電子署名サービスが、建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たしているか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供する電子サインサービス及び電子署名サービスにおいては、①建設工事請負契約書をPDFファイルとして閲覧、印刷を行うことが可能であること、②電子サインサービスについては時刻認証局の発行するタイムスタンプが付与されること、電子署名サービスにおいては公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプが付与されること、③契約当事者による本人確認措置を講じた上で建設工事の請負契約が行われることから、建設業法施行規則第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。